

全建労発第 55 号

平成 31 年 2 月 21 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近藤 晴貞

[公 印 省 略]

外国人材受入れ制度の見直しについて（通知）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月より外国人を受入れる新たな制度が施行され、建設業においても新たな在留資格（特定技能）での外国人技能者の受入れを開始することになりました。

現在、建設分野において技能実習制度及び外国人建設就労者受入事業により約 5 万人の外国人技能者の受入れがされている中、外国人技能者の失踪や建設現場での外国人の不法就労が多発している等の課題が指摘されているところです。

こうしたことから、国土交通省においては、建設業における外国人の受入れに係る実態を踏まえた新たな在留資格（特定技能）において、外国人に対する適正な処遇の確保や監理の仕組みを建設分野独自の措置として設けるとともに、従来の基準に加え、外国人技能者の適切な処遇が図られるよう所要の基準を追加することを検討している旨、国土交通省土地・建設産業局市場整備課長より、通知がありました。

なお、特定技能に係る基準の制定についてのパブリックコメントは、平成 31 年 1 月 28 日付けで開始されており、また、技能実習制度及び外国人建設就労者受入事業に係る基準の改正についてのパブリックコメントは、今月下旬より開始する予定であるとの情報提供がありました。

つきましては、外国人材受入れ制度の見直しについて、貴会会員企業の皆様に周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、全建としての本件に関する意見につきましては、別途とりまとめ中です。

以上

担当者：労働部 長尾